

## 米国の贈与税について

令和3年度税制改正大綱では、諸外国の制度を参考にしつつ相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行制度のあり方を見直すとしています。

日本では贈与税と相続税は別体系で課税されますが、米国では一生涯の累積贈与額と遺産額に対し共通の税率で一体課税され、資産移転の時期の選択に中立的な税制です。今回は米国の贈与税について見てみましょう。

### 1 基本的なしくみ

#### (1) 統一移転税制

米国では統一移転税制が採用されており、贈与税と遺産税（相続税）が一体化されています。統一移転税制では、納税者が生涯のうちに行った累積贈与額及び遺産額に、共通の税率をかけて税額が計算されます。最高税率は40%です。

#### (2) 贈与税の申告

一般的に暦年中に受贈者1人当たり15,000ドルを超える贈与を行った場合、贈与税の申告書（フォーム709）を提出する必要があります。この申告を行うことで、生前の財産の移転が把握されることとなります。米国の贈与税申告は暦年ベースで計算され、申告書は贈与が行われた翌年の1月1日から4月15日までに提出する必要がありますが、提出期限の延長制度もあります。

#### (3) 統一移転税額控除

暦年中に合計15,000ドルを超える贈与を行い贈与税の申告を行った累積金額と死亡時の遺産額の合計額には統一移転税額控除が適用され、2021年度の非課税枠は11,700,000ドルです。この11,700,000ドルとは、一生涯の累積贈与額と遺産額合計の非課税限度額ですから、贈与に関して言えば、課税対象の贈与額のトータルが11,700,000ドルを超えるまでは無税であり、この非課税枠を使い切るまでは実際に贈与税を支払うことはありません。

### 2 米国の贈与税の特徴

日本の贈与税と異なり、米国の贈与税は贈与者が申告・納税を行うこととなります。また、政治献金や慈善贈与、医療機関や教育機関に直接支払われる医療費や授業料は贈与税の対象とはなりません。更に、夫婦間の贈与は原則非課税です。（米国市民ではない配偶者への贈与については、年間159,000ドルの控除が認められます）

夫婦間の合意により第三者へ贈与する場合に、年間1人当たり30,000ドルまで非課税になる贈与分割という制度もあります。

米国の贈与税・遺産税の非課税枠は、2011年の5,000,000ドルから現在は11,700,000ドルに拡大されており、一般的には納税する人は少ないと考えられますが、日本の贈与税・相続税改革と合わせ今後も注目すべき税制であると思われます。

（国際特別委員会委員 菊池 康弘）